平成31年度役員改選の手続に関する留意点等について

先般の社会福祉法改正後,新たな組織体制の下,法人運営に御尽力いただいておりますが,多くの法人におかれましては,本年6月の定時評議員会をもって役員(理事及び監事)の任期が満了となります。

つきましては、改めて、役員改選の手続に関する留意点等をお知らせしますので、 不備のないように選任手続を進めていただきますようよろしくお願いします。

1 選任手続の流れ

基本的な選任手続の流れについて、**別紙**のとおりまとめましたので、手順及び留意点に従い選任手続を進めてください。

※役員改選の決議は、現役員の任期満了時期に合わせ、必ず定時評議員会で行ってください。

2 選任手続の参考様式

選任手続に必要となる書類について、**参考様式**を提供しますので、必要に応じて 使用していただき、漏れなく手続を行ってください。

なお, あくまでも「参考」ですので, 各法人において, 既存の様式があれば, そちらを使用していただいて結構です。

3 その他(評議員の定数の経過措置の終了)

評議員の定数の経過措置を適用している法人につきましては、来年3月末をもってその適用が終了します。そのため、平成31年度中に追加評議員の選任手続が必要となりますので、事前に準備を進めていただきますようお願いします。

なお、評議員を追加で選任することにより、現評議員と追加評議員の任期の満了時期に違いが生じるなどの課題が想定されますが、国に確認(平成31年2月7日時点)したところ、「改めて国から連絡する予定。」とのことですので、連絡が入り次第、お知らせします。